

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月5日
【会社名】	ニッコンホールディングス株式会社
【英訳名】	NIKKON Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒岩 正勝
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町6番17号
【電話番号】	03(3541)5330(代)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 佐野 恭行
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町6番17号
【電話番号】	03(3541)5330(代)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 佐野 恭行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社第77回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社へ移行するために、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行う。
2. 一部表記の変更と字句の統一を行う。
3. その他、上記の変更に伴い、必要な条数等の変更を行う。

第2号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役のうち社外取締役以外の7名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額43,800,000円を支給する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、黒岩正勝、長岡敏巳、黒岩慶太、栗栖隆、佐野恭行、忒田泰典、大岡誠司、鈴木隆及び小林克典を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、金子和孝、宮田英樹及び味岡良行を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）賞与を含めた報酬として、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内）とする。
なお、当該報酬額には、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額72百万円以内とする。

第7号議案 取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対し、第5号議案として承認をお願いする報酬の額とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権に関する報酬額を、年額79百万円以内の範囲内で割り当てる。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案	629,659	2,562	0	99.59%	可決
第2号議案	629,792	2,429	0	99.62%	可決
第3号議案					
黒岩 正勝	624,441	7,780	0	98.77%	可決
長岡 敏巳	629,630	2,591	0	99.59%	可決
黒岩 慶太	629,660	2,561	0	99.59%	可決
栗栖 隆	629,836	2,385	0	99.62%	可決
佐野 恭行	629,835	2,386	0	99.62%	可決
忞田 泰典	629,836	2,385	0	99.62%	可決
大岡 誠司	629,836	2,385	0	99.62%	可決
鈴木 隆	631,897	324	0	99.95%	可決
小林 克典	631,888	333	0	99.95%	可決
第4号議案					
金子 和孝	623,581	8,640	0	98.63%	可決
宮田 英樹	630,137	2,084	0	99.67%	可決
味岡 良行	629,930	2,291	0	99.64%	可決
第5号議案	631,634	404	183	99.91%	可決
第6号議案	631,879	159	183	99.95%	可決
第7号議案	594,438	37,783	0	94.02%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案への賛否に関して確認ができたものを合計したことにより、すべての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権が確認できない議決権の数の一部は加算しておりません。

以上